

尼崎市子育て情報冊子の無償提供事業者募集要領

1 目的

尼崎市では、「妊産婦に優しい環境づくり」の推進のため、本市の子育てに関する行政サービスや相談窓口等を掲載した子育て情報冊子「マタニティサポートブック」を母子健康手帳交付時に配布します。

子育て情報冊子を民間企業との協働事業で作成することで、事業者の持つノウハウが子育て冊子に活用され、より充実した子育て情報冊子が作成されるとともに、民間企業に子育て情報冊子を提供いただくことで本市の負担の軽減を図り、市民サービスの向上に資することを目的とします。

なお、この事業については、広告付物品提供者が自らの責任で募集する広告収入等にて財源を確保する方法により、企画、編集、印刷、納品等のガイドブック作成に係る全ての経費を各尼崎市が負担することなく発行するものとします。

2 子育て情報冊子の仕様

別紙「尼崎市子育て情報冊子の無償提供仕様書」のとおり

(注) 申込みにあたっては、尼崎市広告掲載要綱、尼崎市広告掲載基準、尼崎市子育て情報冊子の無償提供仕様書を必ずお読みください。

3 広告の掲載

- (1) 広告物は、子育てに関連するものとします。
- (2) 広告物には「尼崎市とは無関係」という旨の文言を記載する等、尼崎市が広告主を後援したり、特定の商品を推奨したりしているという印象を与えないように配慮して下さい。
- (3) 広告掲載の有無に関わらず、子育て情報冊子は必ず納品して下さい。

4 掲載できない広告

尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準に定める事項及び出産、子育てに関連しない内容の広告。

5 募集対象

「尼崎市子育て情報冊子の無償提供仕様書」に基づく子育て情報冊子が提供可能な事業者または広告代理店等。

6 応募資格

- (1) 公募受付締切日において「地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号)」の規定に該当しないものであること。
- (2) 公募受付締切日において、尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく参加停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。

- (4) 「中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）」、「中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）」又は「商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）」によって設立された事業協同組合においては、当該組合の組合委員が当該企画競争に参加しようとする者であること。

7 応募方法

(1) 提出書類等

- ① 尼崎市子育て情報冊子無償提供申込書（様式 1）
- ② 法人の概要（様式 2）（会社概要の分かるパンフレット等あれば添付して下さい）
- ③ 提案書（任意様式）下記の内容を基に作成をすること。

ア. 実施方針・コンセプト

イ. 業務スケジュール

ウ. 実施体制

エ. 紙質

オ. 冊子全体の台割及びデザイン見本

カ. 広告掲載予定数及び掲載予定広告案

キ. 広告募集計画

ク. アフターサポート体制

ケ. その他独自の提案

- ④ 過去の成果物（他市の子育て情報誌等の作成をされていたら添付して下さい）

※①～④について原本 1 部を郵送又は持参してください。

(2) 提出先

〒660-0052 尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1-502 号 フェスタ立花南館 5 階

尼崎市 保健局 健康増進課 母子保健担当

※なお、持参による提出の場合、開庁時間内にお越しください。（月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）

(3) 募集期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 15 日（水）当日必着

8 配布期間、納品期限、納品数及び納入場所

別紙「尼崎市子育て情報冊子の無償提供仕様書」のとおり

9 選定方法

- (1) 尼崎市職員で構成された審査委員会が審査基準に基づき、応募者の中から 1 社を選定する。

- (2) 審査基準

別紙審査基準のとおり

- (3) 審査結果の通知

すべての応募者に結果通知をする。審査内容については非公表とする。

1 0 選定後の手続き

- (1) 選定した事業者と協定を結びます。
- (2) 無償提供事業者は、速やかに健康増進課の担当者と広告物の仕様や内容等について協議を行って下さい。
- (3) 子育て情報冊子の仕様や広告物の内容等について承認を得た後、指定する期日までに子育て情報冊子及び広告物を作成し、納入してください。

1 1 協定の取消

下記に掲げる場合、無償提供受入を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに子育て情報冊子を納入できない場合
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告掲載者がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (4) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき

1 2 広告物の回収及び子育て情報冊子の代物補償

- (1) 広告物配布後、当該広告が「4 掲載できない広告」に該当することとなった場合、無償提供事業者が作成した広告物の内容が不適切であることが判明した場合は、広告物の回収を無償提供事業者の負担で行っていただく場合があります。
- (2) 子育て情報冊子の不良品等が発生した場合は、代替品の制作を無償提供事業者の負担で行っていただく場合があります。

1 3 無償提供事業者の責務

- (1) 無償提供事業者は、子育て情報冊子の品質や広告物の内容等、子育て情報冊子無償提供に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、同封された広告物の内容に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、無償提供事業者の責任及び負担において解決するものとします。

《申込・お問い合わせ先》

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5階

尼崎市 保健局 健康増進課 母子保健担当

電話：06-4869-3033

FAX：06-4869-3049

附則

この要領は、令和8年6月30日から施行する。